

松崎町介護予防支援事業の指定等に関するFAQ

No.	項目	質問	回答
1	指定	介護予防支援の指定を受けた後、地域包括支援センターから委託を受けて、事業を実施することは可能か。	可能です。 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問123
2	運用	介護保険最新情報Vol.1260「指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」（令和6年4月26日）の取扱いについて、教えてほしい。	松崎町では、「包括的な委託」について、当面の間、実施しません。そのため、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントが相互に移行する場合、介護予防支援事業所と、地域包括支援センターにおいて、連携を密にし、利用者のサービスが滞ることがないように対応してください。その都度、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要です。その上で、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントが流動的に移行する場合は、原則として、地域包括支援センターで担当するようにしてください。（事業所への一部委託は可。） 注）介護予防支援事業所等において、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへの移行を、契約終了として取り扱い、再度介護予防ケアマネジメントから介護予防支援へ移行する場合は、契約締結が必要です。